

(別 紙)

(標 準) 委 託 契 約 書

委託者 (以下「甲」という。) と受託者 (以下「乙」という。) は、次の条項により、〇〇〇〇事業に関する委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。  
2 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委託業務)

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 〇〇〇〇事業
- (2) 業務の内容 〇〇〇〇事業仕様書(別紙1)に定めるとおりとする。

(履行期間)

第3条 委託業務の履行期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(委託料の限度額)

第4条 甲は、委託事業に要する経費(以下「委託料」という。)として、金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)を超えない範囲内の額を乙に支払うものとする。

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に105分の5を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第5条 乙は、契約保証金 円をこの契約と同時に甲に支払うものとする。  
2 甲は、第 条の規定による委託業務完了報告書及び第 条の規定による雇用実績報告書の提出を受けたときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。  
3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

<契約保証金の納付を免除する場合>

(契約保証金)

第5条 契約保証金は 円とし、その納付は免除する。

2 乙は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(事業実施にあたっての基本的事項)

第6条 乙は事業の施行に際して「緊急雇用創出事業実施要領」によるほか、次のとおり実施するものとする。

- (1) 事業の予定期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日
- (2) 予定される事業費及び新規雇用する求職者に係る人件費  
事業費 円 うち新規雇用する求職者に係る人件費 円

- (3) 事業に従事する予定の全労働者数 人
- (4) 新規雇用する予定の失業者数 人
- (5) 事業で新規雇用する予定の労働者の雇用期間  
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- (6) 委託事業費に占める新規雇用する失業者の人件費の割合は50%以上となるよう努めるものとする。

(労働者の新規雇用)

第7条 乙は、事業の実施にあたって、次のとおり労働者の新規雇用をしなければならない。

- (1) 新規雇用する予定の労働者の募集にあたっては、公共職業安定所への求人申し込みのほか、文書による募集、直接募集等において広く募集の公開を図らなければならない。
- (2) 失業者を新規雇用する際には、本人に失業者であることを確認しなければならない。

<震災等緊急雇用対応事業の場合>

- (2) 失業者を新規雇用する際には、本人に被災求職者（東日本大震災及び長野県北部地震による被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域）に所在する事業所を離職した失業者又は被災地域に居住していた求職者。以下同じ。）であること又は平成23年3月11日以降に離職した失業者であることを確認しなければならない。

- (3) 新規雇用は1年以内の期間雇用とし、更新は認めない。

ただし、新規雇用する労働者が被災求職者（東日本大震災及び長野県北部地震による被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域）に所在する事業所を離職した失業者又は被災地域に居住していた求職者。）である場合は、2回以上の更新を可能とする

<震災等緊急雇用対応事業の場合>

- (3) 新規雇用は1年以内の期間雇用とし、更新は認めない。  
ただし、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とする

(委託業務の処理方法等)

第8条 乙は、この契約に定めるほか、別添の〇〇〇〇業務処理要領に基づき委託業務を実施しなければならない。

- 2 乙は、前項の要領に定めのない事項については、甲の指示を受け委託業務を実施しなければならない。
- 3 乙は、甲から請求があったときは、委託業務の進捗状況について甲に報告しなければならない。

(事業完了報告及び雇用実績報告並びに検査)

第9条 乙は、委託業務完了後 日以内に委託業務完了報告書（成果品）及び「雇用実績報告書」（様式第 号）を甲に提出しなければならない。なお、実績報告書には第4条に規定する委託料に係る賃金台帳、領収書等、支弁した額を証する書類を添付することとする。

- 2 甲は、前項の報告書の提出があったときは、遅滞なく当該委託事業がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。
- 3 前項の委託料の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第4条に規定する委託料の限度額とのいずれか低い額とする。
- 4 乙は、第2項の規定による検査の結果不合格となったときは、甲の指定する日までに補正して提出し、

再度検査を受けなければならない。

5 前2項の規定による検査に要する費用は乙の負担とする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、委託業務の実施に関して知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせてはならない。

2 乙は、委託業務を処理するにあたって、個人情報を取扱う際には、「個人情報取扱注意事項」(別紙2)を遵守しなければならない。

(委託料の支払)

第11条 甲は、第9条の規定により委託料の確定額を通知した後、乙から適法な請求書を受領したときは、その日から 日以内に委託料を支払うものとする。

(概算払)

第12条 乙は、前条の規定にかかわらず、委託業務完了前に委託業務に必要な経費の支払いを受けようとするときは、概算払を甲に請求することができるものとする。

(委託料返還等の権利)

第13条 甲は、乙がこの契約の実施にあたり第7条に違反した場合には、委託料の一部又は全部の支払いを行わない若しくは支払った委託料の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。

(危険負担)

第14条 第9条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第15条 乙は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に隠れた瑕疵が発見されたときは、甲の指定する日までに、自らの負担において瑕疵を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第16条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第17条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第18条 甲は、必要であると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、必要があると認められるときは、甲乙協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 甲は、第1項の変更により乙に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第19条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が、第7条に違反したとき又は第6条第6号の規定に照らして著しく雇用創出効果が低いと乙が判断したとき。

- (2) 乙が、その責に帰すべき理由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (3) 乙又は乙の使用する職員が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき
- (4) 乙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けた場合。
- (5) 前各号の場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

（債務不履行の損害賠償）

- 第20条 乙は、その責に帰すべき理由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第9条第1項に規定する期限までに委託業務完了報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書（成果品）を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年3.1%の割合で計算した額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。
- 2 甲は、その責に帰すべき事由により、第11条に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年3.1%の割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。
  - 3 乙は、第15条の場合において、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として甲に支払わなければならない。
  - 4 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
  - 5 甲は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
  - 6 乙は、第1項又は第4項の場合において、甲の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても甲に支払わなければならない。

（関係書類の整備・保存等）

- 第21条 乙は、委託事業の実施に係る経費については、その内容を明らかにするため、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、労働関係帳簿、採用関係書類及び会計関係帳簿及び関係書類を整備しなければならない。
- 2 前項の書類等は、委託事業の終了した日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しておかなければならない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

- 第22条 乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

- 第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

印

乙

印

(別紙1)

〇〇〇〇事業仕様書

(別紙2)

## 個人情報取扱注意事項

- 第1 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
- 第2 乙は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。  
2 乙は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないよう対処しなければならない。  
3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 第3 乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損等の防止に必要な安全管理措置を講じなければならない。
- 第4 乙は、この契約により取り扱う個人情報の管理責任者を定めて書面により、甲に通知しなければならない。  
2 管理責任者は常に個人情報の所在及び自己の管理状況を把握・管理し、必要な指導を行う。
- 第5 乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、必要最小限の役員・従業員（以下「使用者」という。）を管理責任者の監督の下で従事させるものとする。  
2 乙は、使用者に対して、第2の秘密保持について徹底して指導しなければならない。  
3 乙は、使用者の退任、退職後の行為も含めて責任を負わなければならない。
- 第6 乙は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 第7 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、この契約による業務以外の目的で複写し、又は複製をしてはならない。
- 第8 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 第9 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（複写、複製したものを含む。）を、業務完了後すみやかに甲に返還又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。
- 第10 甲は、定期的又は必要と認めたとき、乙の事業所に立ち入り、個人情報保護に関する監査又は乙に対して報告を求めることができる。
- 第11 乙は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 第12 甲は、乙が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。損害賠償の額は、甲と乙と協議の上、別に定める。